

留意事項

申請前に、下記内容を必ずご確認ください。詳細は交付要領をご確認ください。

本補助金について

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある、県内の「外来対応医療機関」が対象です。令和6年3月31日までに診療実績がない場合は、本事業の対象外となり補助金の交付はできません。
- ※補助期間内に対象医療機関でなくなった場合(外来対応医療機関の指定解除等)については、交付決定後・確定後であっても、取消し、補助金の全部又は一部を返還いただくことがあります。
- ・ 交付決定を受けた内容について、事業完了後速やかに実績報告書を提出してください。
- ※実績報告の際、納品日の分かる書類(納品書等)、請求金額の分かる書類(請求書・領収書等)および実際に使用した数量の記録簿が必要となります。提出がなければ補助対象から除外させていただく場合がございますのでご注意ください。
- ・ 補助事業完了後に、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに県に報告する必要があります。また、仕入控除税額が発生した場合は、県に納付する必要があります。
- ・ 令和6年3月31日までに入院者数が段階Ⅰ(330人)に達しなかった場合については、申請をいただいた分についての補助はございませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 今回が今年度最後の申請機会となりますのでご注意ください。